

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	参考資料 2-7
令和4年3月9日(水)	

学校法人ガバナンス改革に関する主な論点に対する意見

令和4年2月3日
全日本私立幼稚園連合会

0. 総論

0-1. 学校法人ガバナンス改革会議（以下「改革会議」という。）では、「理事長、理事、学長などの執行部門が機動性をもって執行する一方で、独善に陥ることなく広く社会にその姿勢を理解されるためには、法人内部の諸機関による監視・監督の体制が十二分に整備・強化される必要がある」とされているが、所轄庁の介入に頼ることなく、法人の自律的な運営改善能力を高めることは重要ではないか。

賛成する。幼稚園のほとんどは小規模な学校法人で、家族経営的に事業継続を果たしている施設が多い実態に配慮いただきたい。これまで充実してきた監事監査が十分に浸透していないケースもあり、監査業務の手引き、チェックリスト、研修など監事への支援を講じていただくことが重要である。

また、学校法人以外の設置者（学校教育法附則6条の幼稚園）について、改めて学校法人化を支援するとともに、非常時の所轄庁の監督を明確にすることが必要である。

0-2. 理事会・評議員会の関係については、改革会議では、執行の監視・監督の機能強化のため、評議員会を「最高監督・議決機関」とし、万能の決定権限を付与することとされているが、理事会が意思決定・執行監督機関、評議員会が諮問・審議機関であるという経緯を踏まえ、理事会・監事において監視・監督の機能が健全に発揮されない場合に、評議員会が合理的な監督権限を段階的に行使できるようにすることについてどう考えるか。

賛成する。前述のとおり監事に改善の余地があるが、監事が機能せず不正が放置される非常時には、評議員会が自浄能力を発揮すればよい。また、評議員会を「最高監督・議決機関」として形式的に屋上屋を架すよりも、外部監査の充実に努め、保護者や地域に直接的に説明責任を果たすことが有意義である。

1. 理事・理事会

(1) 理事会の権限等

1-1. 理事長の選定・解職を理事会の権限としてはどうか。

賛成する。

1-2. 評議員会の意見聴取事項、校長その他の重要な職員の選解任、内部統制システムの整備等について、理事への委任を禁止することを法律に明記すべきか。

賛成する。寄附行為作成例においても、評議員会に付議しなければならない事項その他法人の業務に関する重要事項以外の決定に限り、理事への委任を認めている。

(2) 選解任、適格基準

1-3. 理事の選解任について、寄附行為において評議員会その他の選任機関を定め、選解任に関する選任機関の責務を明確にすることとしてはどうか。

それぞれの設立経緯から形成された選任方法が維持されるよう配慮すべき。

1-4. 理事の解任について、解任事由をどう考えるか。また、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、評議員会が選任機関に解任を請求したり、監事が選任機関に意見陳述したりできるようにしてはどうか。その上で、理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求後一定期間内に選任機関による解任がされないような場合に、評議員による役員解任の訴えを認めてはどうか。

理事の解任事由は、園児募集や収支などの短期的な数値により判断すべきではなく、法令違反や職務義務違反について客観的に判断すべきである。

選任機関が理事の解任に責務を果たすことが必要であり、それが果たされない非常時には、監事の報告も踏まえ、評議員会が解任事由の客観的な判断によって自浄能力を発揮すればよい。

- 1-5. 校長の職に関連付けて理事として法人の業務にも関与させるという現在の校長理事の制度について維持すべきか。校長理事でも解任事由のあるときは理事として解任できるようにすることをどう考えるか。

賛成する。

- 1-6. 評議員のうちから理事を選任するという評議員理事の制度について、兼職の解消を目指すべきか。

評議員と理事の兼職は解消することが望ましい。ただし、小規模な法人にとって新たに評議員を確保する過度な負担が生じないよう、評議員の定数、教職員や役員近親者の割合などで配慮すべき。

(3) 任期

- 1-7. 任期について、教育研究の特性から短絡的な評価になりすぎないように4年を上限に寄附行為で定め、かつ、監事・評議員の任期を超えないようにしてはどうか。

賛成する。

(4) その他

- 1-8. 理事会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。

賛成する。登記を行うためにも当然である。

- 1-9. 理事会における職務状況の報告、評議員会における説明要求事項の説明に関する理事の義務を法律に明記すべきか。

賛成する。ただし、小規模な法人にとって理事会開催の過度な負担が生じないよう、開催回数や報告頻度で配慮いただきたい。

- 1-10. 上記以外に、理事・理事会の在り方について。

内部統制システムについては、小規模な法人にとっては過重な負担であり、監事への支援強化や外部監査（私立学校振興助成法、子ども・子育て支援新制度）の充実が重要である。

2. 評議員・評議員会

(1) 評議員会の権限等

- 2-1. 評議員会は、理事の選解任（評議員会が選任機関の場合）、理事の解任請求（評議員会以外の機関が選任機関の場合）、監事・会計監査人の選解任、寄附行為で定めた事項等を決議事項としてはどうか。

賛成する。意見聴取事項については一律に議決事項とせず、引き続き寄附行為の自治に委ねるべき。

- 2-2. 大臣所轄学校法人等の評議員会について、2-1に加えて、意見陳述の対象のうち一定の重要事項（寄附行為の変更、任意解散、合併、中期的な計画の作成又は変更、報酬等の支給の基準の策定又は変更）を決議・承認等の対象とする特例を設けることをどう考えるか。

2-3. 理事の選任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、評議員会が選任機関に意見陳述できることとしてはどうか。

賛成する。小規模な法人にとって評議員の会議参加の過度な負担が生じないよう、遠隔開催や書面による議決参加などで配慮すべき。

2-4. 理事の解任（評議員会以外の機関が選任機関の場合）について、解任事由があるときには、選任機関が解任の権限を有することを前提に、まずは評議員会が選任機関に解任を請求することができることとしてはどうか。

賛成する。解任事由があるからといって、選任機関の対処を待つことなく評議員会が一義的に解任に関わるのは行き過ぎである。

2-5. 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限を有することを前提に、まずは評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。

賛成する。監事との連携を図ることなく評議員会が一義的に監事の権限を代替するのは行き過ぎである。

(2) 選解任、適格基準

2-6. 評議員の選解任は寄附行為の定めるところによることとし、理事・理事会による評議員の選任・解任も一定の規制（人数の上限）を設けた上で認めることとしてはどうか。

賛成する。ただし、それぞれの設立経緯から形成された選任方法の維持、25歳以上の卒業生を確保できない場合の柔軟な取り扱いについて、配慮いただきたい。

2-7. 理事と評議員との兼職は、それぞれの役割の明確化のため解消すべきか。

賛成する。ただし、小規模な法人にとって新たに評議員を確保する過度な負担が生じないよう、評議員の定数、教職員や役員近親者の割合などで配慮すべき。

2-8. 職員と評議員との兼職及び役員の近親者等の評議員就任は、人数の上限を設ける必要はないか。

職員との兼職や役員の近親者の就任を認めつつ、上限を設けることが望ましい。ただし、役員近親者が事務職員・教員となり幼稚園を何とか継続している小規模な法人も多く、実態を踏まえた上限割合の設定に配慮すべき。

(3) 任期・員数

2-9. 任期について、6年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。

賛成する。

2-10. 評議員の員数については、理事と評議員との兼職を解消する場合には、理事の員数を超える数としてはどうか。

小規模な法人にとって新たに評議員を確保する過度な負担が生じないよう、評議員の定数、教職員や役員近親者の割合などで配慮すべき。

(4) 評議員の義務・責任

2-11. 評議員は、評議員会への監督機能の付与に伴い、権限の範囲内における善管注意義務と損害賠償責任を負うことを明確化してはどうか。

賛成する。新たな権限の程度に応じた義務・責任は必要であるが、それ以上に過度に強調すると、評議員の人材確保に支障を生じるおそれがある。

2-12. 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。そのような評議員については、所轄庁による解任勧告の対象としてはどうか。

賛成する。直接的な不正のほか、悪意のある乗っ取りを抑止することも必要である。

(5) その他

2-13. 評議員会議事録の作成義務を法律に明記すべきか。

賛成する。ただし、小規模な法人の評議員に過度な負担が生じないように、作成者や署名人の柔軟な取り扱いとすべき。

2-14. 上記以外に、評議員・評議員会の在り方について。

3. 監事

(1) 選任・解任、適格基準

3-1. 監事の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

賛成する。小規模な法人の理事会において、監事は理事長の相談役として大規模法人の外部理事のような役目も兼ねており、いたずらに理事長との対立関係を持ち込まないように配慮すべき。

3-2. 役員の子親等者は、監事への就任を禁止としてはどうか。

禁止することが望ましい。小規模な法人にとって新たな役員を確保する負担は大きいことから、十分な準備期間を配慮いただきたい。

3-3. 監事の解任について、解任事由をどう考えるか。

監事の解任事由は、法令違反や職務義務違反について客観的に判断すべきである。それ以外に評議員会の裁量で事由に解任されると、評議員会の影響力が強くなり過ぎるおそれがある。

(2) 任期

3-4. 任期について、4年を上限に寄附行為で定め、理事の任期と同等以上としてはどうか。

賛成する。

(3) その他

3-5. 監事が理事の法令違反等の行為の差止請求や理事の責任追及の訴訟提起の権限を有することを前提に、評議員会が監事にそうした権限を行使するよう請求することができることとしてはどうか。【2-5再掲】

賛成する。

3-6. 特に大規模な大臣所轄学校法人等においては、常勤監事を定めなければならないこととしてはどうか。

3-7. 評議員が不正行為や法令違反をした際に、監事は、その旨を所轄庁・理事会・評議員会に報告することとしてはどうか。【2-12再掲】

賛成する。

3-8. これまでの改正においても監事の機能強化がなされてきているが、上記以外に、監事の

在り方について。

監査業務の手引き、チェックリスト、研修など監事への支援を講じていただきたい。

4. 会計監査人

4-1. 大臣所轄学校法人等において、会計監査人を新たに学校法人の機関として設置を義務付けてはどうか。

小規模な法人には過重な負担である。

4-2. 会計監査人の選解任は、評議員会が行うこととしてはどうか。

4-3. その他会計監査人の在り方について。

5. 内部統制システムの整備

5-1. 大臣所轄学校法人等において、内部統制システムの整備を義務付けるかなど内部統制システムの整備の在り方について。

小規模な法人には過重な負担である。

6. 事業活動実態に関する情報開示

6-1. 大臣所轄学校法人等における財務情報及び事業報告書の開示について、どのような方法での開示が望ましいか。

小規模法人（幼稚園）の財務状況の開示については、風評被害となる場合もある為、慎重に対応願いたい。

7. その他

(1) 子法人の在り方

7-1. 子法人の設立・出資に係る手続や情報開示の在り方、子法人を監事・会計監査人の調査対象とできるようにするかなどについて。

小規模な法人の例は少ない。

(2) 過料・刑事罰の在り方

7-2. 理事会及び評議員会の議事録や会計帳簿の作成・保存の違反や閲覧拒否に関する過料を新設すべきか。

賛成する。ただし、制度の周知の為の機会と期間の確保を検討すべき。

7-3. 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、近年の様々な不祥事を踏まえ、学校法人の役員職務の公正の確保と、これに対する社会一般の信頼を得るために他の公益法人制度における取扱いに合わせて刑事罰を新設すべきか。

私立学校法や私立学校行政において一般的に性悪説に立つことに反対する。他方、公共性を著しく逸脱した者にまで性善説を維持する必要はない。

(3) 「寄附行為」の名称

7-4. 「寄附行為」との名称は、学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み維持してはどうか。

賛成する。